八尾市立龍華中学校いじめ防止基本方針

八尾市立龍華中学校
令 和 ７年 ４月 １日

《宣言》
私たち八尾市立龍華中学校は、八尾市・地域・家庭その他関係諸機関と連携しながら、全教職員・全校生徒でいじめを許さない学校や地域をめざします。

第1章　いじめ防止に関する本校の考え方

1. 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観・指導観に立ち、指導を徹底することが重要となる。

本校でも過去において、他人への誹謗中傷や集団での特定の個人に対する嫌がらせ、インターネットを介した相手のことを思いやる心のない書き込みなどの事象があった。この問題に対して、本校では「自他の人権を尊重し、未来を切り拓く力と豊かな人間性を備え、『知・徳・体』の調和のとれた人間を育成する」を学校教育目標としている。生徒理解に努め、生徒との信頼関係を築くとともに、生徒相互が認めあい励ましあえる学級づくりをめざし、「いじめ」をなくしていこうとの思いがある。

いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。また、保護者とは勿論のこと、地域・八尾市と連携していじめを根絶する。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
（いじめ防止対策推進法第2条1項）

※具体的には次のようなものが考えられる。

・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
・ 金品をたかられる
・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる　等

（文部科学省　いじめの防止等のための基本的な方針　第1の5）

3. いじめ防止のための組織

（1）「 いじめ対策委員会 」

構成員 ・・・ 校長、教頭、首席、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、人権担当
（スクールカウンセラー、当該学年生徒指導、当該担任）

役　割 ・・・ ア.「 学校いじめ防止基本方針 」の策定
イ. いじめ事象未然防止の取組みの企画
ウ. 年間計画の企画
エ. 各取組みの有効性の検証
オ. 教職員の資質向上のための校内研修の企画
カ. 「 学校いじめ基本方針 」の見直し

（2）「 生徒指導推進部 」

構成員 ・・・ 生徒指導主事、学年生徒指導担当、人権担当、養護教諭
（ スクールカウンセラー ）

役　割 ・・・ ア. いじめ事象未然防止の取組みの計画と実施
イ. 年間計画の実施と進捗状況のチェック
ウ. 各取組みの分析、事象の情報交換
エ. 教職員の資質向上のための校内研修の計画と実施

4．年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

八尾市立龍華中学校　いじめ防止年間計画				
	1　　年	2　　年	3　　年	学 校 全 体
4 月	◆保護者と生徒への相談窓口周知 ◆学級組織づくり（集団づくり） ◆家庭訪問 ・家庭での様子の把握 ・1年間の見守り体制の確認	◆保護者と生徒への相談窓口周知 ◆学級組織づくり（集団づくり） ◆家庭訪問 ・家庭での様子の把握 ・1年間の見守り体制の確認	◆保護者と生徒への相談窓口周知 ◆学級組織づくり（集団づくり） ◆家庭訪問 ・家庭での様子の把握 ・1年間の見守り体制の確認	◆第1回 いじめ対策委員会 ・昨年度の引き継ぎ ・年間計画の確認
5 月	◆学級活動（集団づくり）	◆学級活動（集団づくり）	◆修学旅行 集団づくり、集団行動、コミュニケーション能力の育成	
6 月	◆「生活アンケート」の実施	◆「生活アンケート」の実施	◆「生活アンケート」の実施	◆アンケートの集約・考察
7 月	◆学級活動（振り返り） ◆三者懇談 家庭での様子の把握	◆学級活動（振り返り） ◆三者懇談 家庭での様子の把握	◆学級活動（振り返り） ◆三者懇談 家庭での様子の把握	◆第2回 いじめ対策委員会 ・進捗状況の確認 ・各取組みの有効性の検証
9 月	◆体育大会 集団づくり、集団行動、コミュニケーション能力の育成	◆体育大会 集団づくり、集団行動、コミュニケーション能力の育成	◆体育大会 集団づくり、集団行動、コミュニケーション能力の育成	
10 月	◆学習発表会 集団づくり	◆学習発表会 集団づくり	◆学習発表会 集団づくり	
11 月	◆学校教育アンケートの実施（保護者、生徒） ◆「生活アンケート」の実施 ◆宿泊学習 集団づくり、集団行動、コミュニケーション能力の育成	◆学校教育アンケートの実施（保護者、生徒） ◆「生活アンケート」の実施	◆学校教育アンケートの実施（保護者、生徒） ◆「生活アンケート」の実施	◆アンケートの集約・考察 ◆アンケートの集約・考察 ◆第3回 いじめ対策委員会 ・進捗状況の確認 ・各取組みの有効性の検証
12 月	◆学級活動（振り返り） ◆三者懇談 家庭での様子の把握	◆学級活動（振り返り） ◆三者懇談 家庭での様子の把握	◆学級活動（振り返り） ◆三者懇談 家庭での様子の把握	

1月 2月	◆「生活アンケート」の 実施	◆「生活アンケート」の 実施 ◆校外学習 集団づくり、集団行動、コミュニケーション能力の育成	◆「生活アンケート」の 実施	◆アンケートの集約・考察 ◆第4回 いじめ対策委員会 ・各取組みの有効性の検証 ・来年度に向けて
3月	◆学級活動 （振り返り） ◆三者懇談 家庭での様子の把握	◆学級活動 （振り返り） ◆三者懇談 家庭での様子の把握	◆学級活動 （振り返り） ◆三者懇談 家庭での様子の把握	

5．取組み状況の把握と検証（PDCA）

いじめ対策委員会は、年度初めと各学期の終わりに年 4 回開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章　いじめの防止

1．基本的な考え方

（1）学校におけるいじめの未然防止

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重を徹底し、その精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

また、学校いじめ防止基本方針に基づく取組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、適切に評価する。

【 仲間を大切にする集団作り 】

◆仲間を大切にする集団は、いじめを絶対に許さない。そのような集団作りを行うことが学校として出来得る最大のいじめ予防策である。

◆集団の中における人間関係の歪みがいじめを生み出す原因であると考える。

◆まず、教職員自らが十分な意思疎通を行い、生徒の仲間作りについて共通理解のもと

指導に当たり、生徒の全校集団作りを行う。

◆すべての教育場面において集団作りを意識し、必要に応じて教員がコーディネートを行う。

（2）未然防止のための学校体制

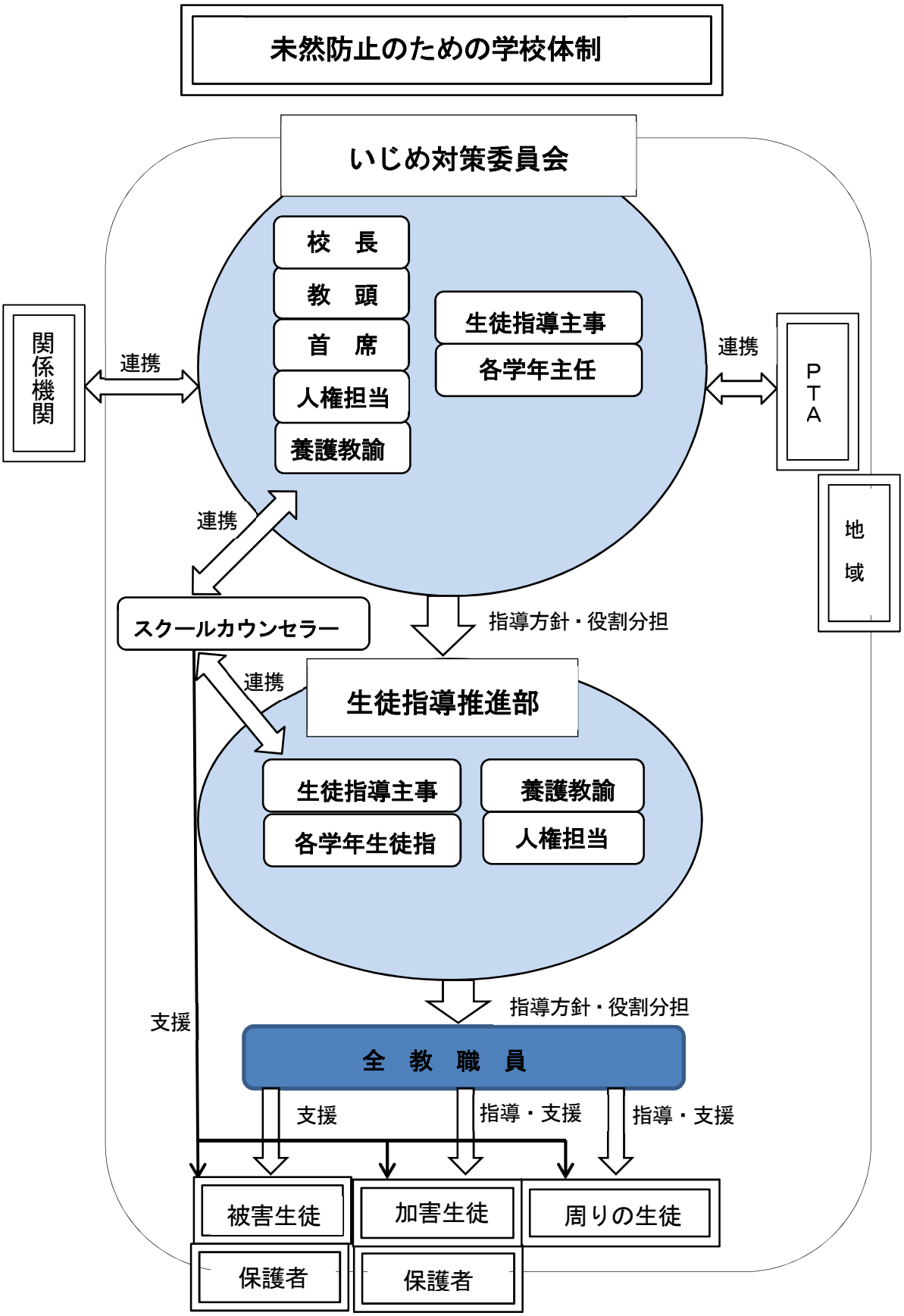

（3）本校での基本的な考え方

いじめはどの子どもにも起こりうるという共通認識のもと、すべての生徒を対象にして、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

未然防止の基本として、生徒が安心・安全に学校生活を送ることができることが必要である。そのため、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような学校づくりを行っていく。そして、生徒に集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いに認め合える人間関係・学校風土を作りだしていく。

未然防止の取組みの成果や課題については、定期的なアンケート調査や懇談、生徒の出欠状況等で検証し、改善点や新たな取組みを定期的に検討し、PDCAサイクルで取組みを継続する。

2 いじめ未然防止のための措置

（1）教職員・生徒の防止対策

平素からいじめについての共通理解を図るために、教職員に対してはいじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、職員会議等で定期的に確認するなど、平素から教職員全員の共通理解を徹底する。様々な場面でいじめの問題を話題にし、「 いじめは人間として絶対に許されない 」との認識を学校全体で共有する。生徒に対してはいじめの問題を生徒自身が主体的に考え、生徒自身がいじめ防止を訴えるような取組みを推進する。

（2）いじめに向かわない態度・能力の育成

いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな心を育み、自他の存在を等しく認め合える態度を養うことで、一人ひとりの居場所が確保できる集団づくりを推進する。

（3）いじめが生まれる背景を踏まえた、指導上の注意点

いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、分かりやすい授業づくりを進めるためにすべての生徒が参加・活躍できる授業づくりを進める。生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために学級や学年、部活動等の人間関係を把握し、一人ひとりが活躍できる集団づくりを推進する。ストレスを他者にぶつけるのではなく、ストレスに適切に対処できる力を育む。教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

「発達障がいを含む、障がいのある生徒」「海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒」「性同一性障がいや性的指向・性自認にかかわる生徒」「新型コロナウイルスに感染した生徒または家族が感染した生徒」など、特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の実態を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

（4）自己有用感や自己肯定感を育む取組み

教育活動全体を通じて、生徒が活躍でき、自分自身が役に立っていると感じ取れる機会を充実させ、生徒の自己有用感を高める。また、困難な状況を乗り越えるような体験の機会なども積極的に設ける。

（5）児童生徒が自らいじめについて学び、取り組むために

いじめについて理解を深め、いじめを指摘できる姿勢を育成し、生徒が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育む。

生徒がいじめの問題を自分事として捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合い、主体的に行動できるよう、「脱いじめ傍観者教育」等の取組みを通じて、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

第3章　早期発見

1．基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考え、いじめの拡大を恐れるあまりに訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えることや、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められる。

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われるということを共通認識する。外見的にはけんかや言い合いやふざけあい等、対等な関係性の中での出来事のように見えることでも、見えないところで被害が発生している場合もあるため、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確にかかわりを持ち、事象の背景にある事情の調査を行う。

些細なことでも家庭と連絡を取り、連携して生徒を見守る体制をしっかり作り、生徒の健やかな成長を支援していく。また、子どもは家庭や学校だけで育てるのではなく地域の支えが非常に重要であることを理解していただき、地域で子どもを見守り育てる風土の構築を訴える。

【キーワード】ほっとかない・生徒の中へ・アンテナを高く・家庭との連携

2．いじめの早期発見のための措置

（1）実態把握の方法

実態把握の方法として、定期的なアンケートは年3回実施し、いじめの実態把握に取り組む。定期的な教育相談としては各学期に保護者懇談会を設け、保護者と生徒と学校と三者で実態把握に努める。

日常の観察として授業時間だけでなく、昼食時や休み時間なども生徒の様子を見守る体制を作る。

（2）連携体制

保護者と連携して生徒を見守るために、保護者との信頼関係を構築し連携を密にすることで、家庭における生徒の様子の変化を把握できるようにする。

（3）相談体制

生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、定期的なアンケートや懇談を実施することでいじめの実態把握に取組み、保健室の利用等、生徒が日頃からいじめを訴えやすい体制を整える。

（4）被害・加害の保護者への連絡

いじめからこどもを守る課、大阪府、文部科学省等の学校外の機関における相談窓口について広く周知する。いじめ対策委員会により、学校体制が適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。

（5）個人情報の取り扱い

教育相談等で得た生徒の個人情報については、個人情報保護法の下、その対外的な取り扱いの方針を明確にし、適切に扱う。

第4章　いじめに対する対応

1．基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見るとき、いじめた生徒自身が深刻な問題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

2．　いじめ発見・通報を受けたときの対応

（1）いじめの疑いについて

ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。情報共有し、

事実確認や指導、保護者への連絡等を行う。

また、生徒や保護者から「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

（2）連携体制

教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や生徒指導主事に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会、いじめ不登校対応委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

（3）教育委員会との連携

事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

（4）被害・加害の保護者への連絡

被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

（5）所轄警察署との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3. いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめた生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4. いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

（1）事実関係の聴取

速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

（2）いじめた生徒の保護者との連携

事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

（3）いじめた生徒への指導

いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅か

す行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5. いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てること通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめを絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

6. ネット上のいじめへの対応

（1）ネット上に不適切な書き込みがあった場合

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、速やかに行為者を特定し削除するよう指導するなどの措置を取る。ただし、不適切な書き込み等を確認した場合、必ず削除前に当該書き込み等の状況を保存する（関連ウエブサイトや電子メール、SNS でのメッセージの印刷および保存を行う。携帯電話やスマートフォンの場合はスクリーンショット等による画面の保存を行う。これらの方法による保存が困難な場合は、画面を表示した状態の機材全体を撮影して保存する）。

（2）書き込みへの対応

書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、該生徒・保護者の精神的なケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

（3）情報モラル教育

また、情報モラル教育を進めるため、「情報の受け手」として必要な知識・能力を学習する機会や、「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7. いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

（1） いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間は、少なくとも3カ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

（2） 被害者が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通しその安全・安心を確保する責任を有する。

学校及び教職員は、いじめが解消されたように見える場合においても、時間をおいて再発する場合やより巧妙に見えにくく行われている場合があることを認識し、当該子どもへの継続的な指導やケアはもとより、保護者の心情を理解し、必要に応じて専門家による行動観察を行い、内面把握に努める。また、学級・学年・学校全体に対しても継続した指導を行うことが必要である。

8. 重大事態への対処について

【重大事態】＊いじめ防止対策推進法第２８条より

①いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童生徒が自殺を企図した場合・身体に重大な傷害を負った場合・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合等）

②いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校の定義を踏まえ年間３０日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合）

③児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき（重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。なお、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、早期支援を行うため、先ず、必要に応じて事実関係の確認(いじめ防止対策推進法第２３条第２項に基づく確認)を行う。法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除く。）

学校に設置されている学校いじめ対策組織が校内のいじめ対応に当たって平時から実効的な役割を果たし、重大事態と考えられる事案が発生した際には、「八尾市いじめ防止基本方針」に基づき、直ちに教育委員会に報告し、適切に連携し対応する。犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかであり、学校だけでは対応しきれない場合は直ちに警察への援助を求め、連携して対応する。